

# 地区計画による 街づくり

世田谷西部地域 喜多見・成城地区地区計画

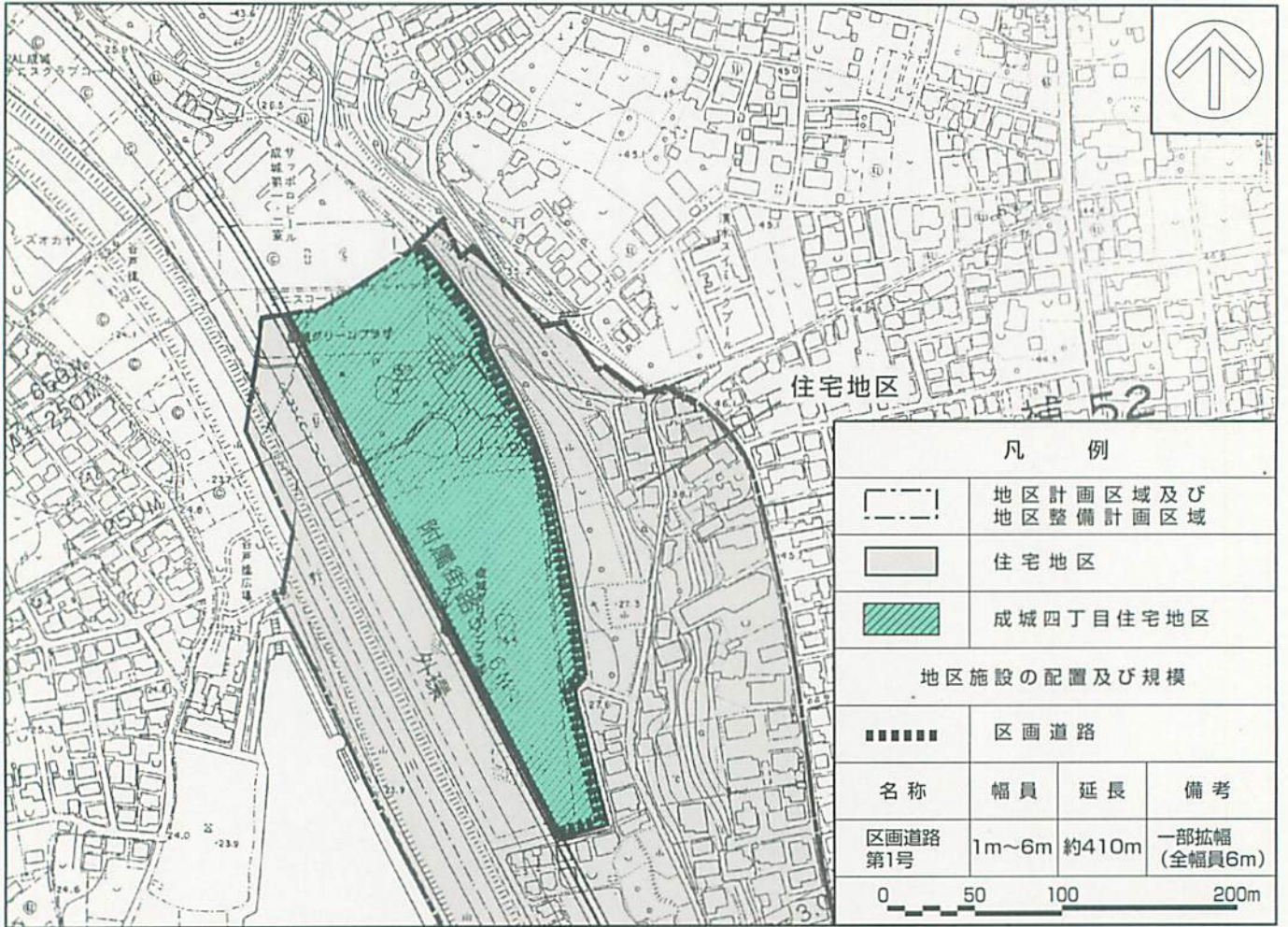
# 成城四丁目住宅地区 の街づくり

## 街づくりガイド

都市計画変更 平成13年7月6日 世田谷区告示 第385号

名称	世田谷西部地域 喜多見・成城地区地区計画 成城四丁目住宅地区				
位置	世田谷区成城四丁目地内				
面積	約2.8ha				
用途地域	第一種中高層住居専用地域				
防火指定	準防火地域				
高度地区	第二種高度地区				
日影規制	5m < L ≤ 10m	3時間以上			
	10m < L	2時間以上			
	測定水平面	4m			
地区計画内容	地区施設	名称	幅員	延長	備考
		区画道路第1号	1m~6m	約410m	一部拡幅(全幅員6m)
	建築物の用途	1戸の床面積が30㎡未満の住宅及び集合住宅を禁止			
	容積率	80% ただし、地区施設の整備がされ、誘導容積認定基準を満たした場合は150%			
	建ぺい率	40% ただし、風致地区条例に基づき許可を受けた場合は50% 角地の指定がされ、風致地区条例に基づき許可を受けた場合は60%			
	最低敷地規模	200㎡			
	壁面の位置	道路境界線及び隣地境界線から3m以上 ただし、敷地面積が1000㎡未満の場合は 道路境界線から2.0m以上、隣地境界線から1.5m以上			
	最高高さ	10m以下 ただし、地区施設の整備がされ、誘導容積認定基準を満たした場合は15m以下			
	意匠形態	建築物等の外壁、屋根等の意匠は、周囲の環境と調和したもの 広告塔等の屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を損なわないもの			
	垣・さく	垣又はさくを設ける場合は、生け垣とする			

# ■ 地区計画計画図



## ■ 問い合わせ・届け出先

世田谷区砧総合支所街づくり課

TEL 03(3482)2594

FAX (03) 3482-1471

## ■ 案内図

